

自動車リサイクル情報システムにおける
データセンターの機能維持のための更新と
運用業務一式
調達計画書

平成 29 年 5 月

公益財団法人 自動車リサイクル促進センター

目次

1	目的.....	1
2	対象範囲	1
2.1	対象とする業務	1
2.2	情報システムの範囲	3
3	調達範囲とスケジュール	6
4	その他.....	7
4.1	契約形態	7
4.2	権利事項の取扱	7
4.3	入札制限	7
4.4	制約条件	7
5	妥当性証明	8
6	窓口連絡先	8

1 目的

自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新と運用業務一式に係る調達(以下、「本調達」という。)は、現行データセンター運用委託業者の契約満了及び、機器・ソフトウェアの保守期限が平成31年に到来することから実施する。自動車リサイクル情報システムは、平成36年にシステムの全面刷新を予定している。そのため、本調達は、現行データセンターの稼働を保証することを前提に進め、現行の自動車リサイクル情報システムにおける安定稼働を妨げないよう、最も安全に更新し、円滑かつ効率的に遂行するための具体的な提案および実行ができる受託者を選出することを目的とする。

2 対象範囲

2.1 対象とする業務

年間350万台に及ぶ使用済自動車から発生するシュレッダーダスト(以下、「ASR」という。)処理費用の高騰や、鉄スクラップ価格の低下・価格変動、エアバッグ類やフロン類等の専門的処理の必要性から従来のリサイクルシステムが機能不全に陥り、不法投棄・不適正処理の懸念が生じたことを背景として、平成17年1月に使用済自動車の適正処理・資源有効利用を図る目的で自動車リサイクル法が制定され、「関係者の役割分担」「リサイクルに必要な費用」「電子マニフェストシステムの導入」について定められた。

① 関係者の役割分担

- (ア) 自動車メーカー・輸入業者
自ら製造または輸入した自動車在使用済となった場合、その自動車から発生する3品目を引取りリサイクルする。
- (イ) 引取業者
自動車の最終所有者から使用済自動車を引取り、フロン類回収業者または解体業者に引渡す。
- (ウ) フロン類回収業者
フロン類を基準に従って適正に回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引渡す。
- (エ) 解体業者
使用済自動車を基準に従って適正に解体し、エアバッグ類を回収し、自動車メーカー・輸入業者へ引渡す。
- (オ) 破砕業者
解体自動車(廃車ガラ)の破砕を基準に従って適正に行い、シュレッダーダストを自動車メーカー・輸入業者へ引渡す。
- (カ) 自動車所有者
リサイクル料金を支払い、使用済となった自動車を引取業者に引渡す。

② リサイクルに必要な費用

使用済自動車のリサイクルに要する費用に関し、自動車の所有者にリサイクル料金の負担を求める。リサイクル料金はリサイクル費用に充当されるまで資金管理法人が管理する。資金管理方法は法律により安全・確実な運用および高い透明性・公平性を確保する。

③ 電子マニフェストシステムの導入

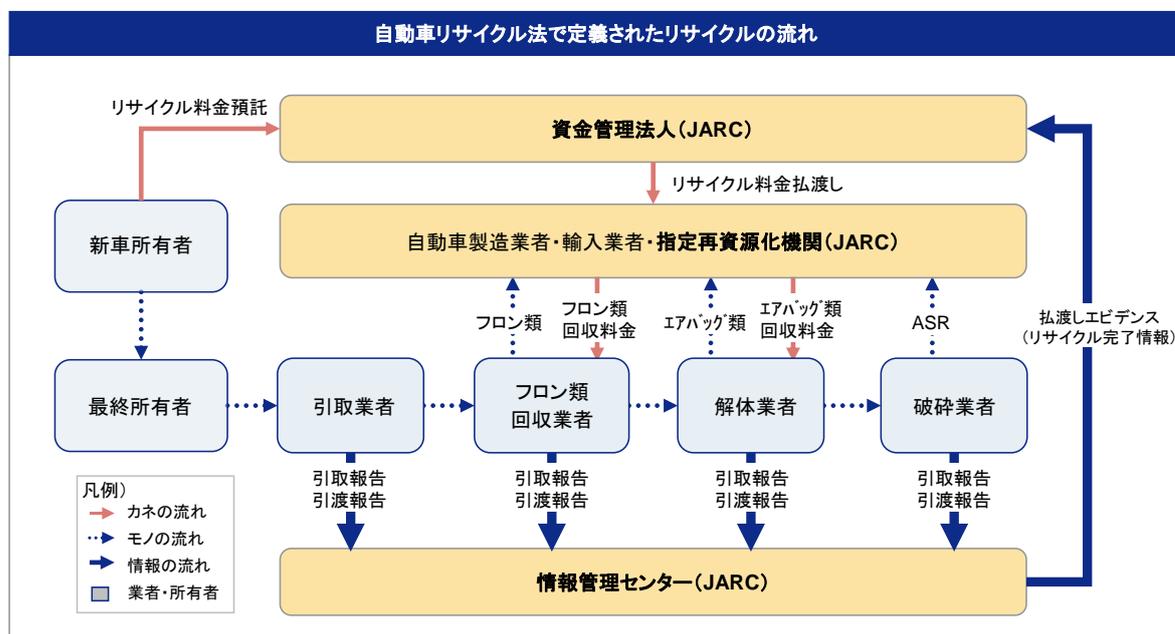
使用済自動車各段階の事業者において確実にリサイクルされたことを確認できる電子マニフェストシステムを導入する。各事業者に引取り・引渡しを行った旨をインターネットで報告することを求め、情報管理センターが一元的に情報を管理する。

また自動車リサイクル法では、新たな制度の根幹となる公的な3つの業務（「資金管理業務」「再資源化等業務」「情報管理業務」）を行う指定法人として公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、「JARC」という。）が指定された。

- ・ 資金管理業務
リサイクル料金を収受し、使用済自動車の再資源化実施時まで、その厳格な管理運用業務を実施。
- ・ 再資源化等業務
再資源化の義務を負う自動車メーカー・輸入業者が存在しない自動車への対応や、離島対策、使用済自動車の不法投棄への対応業務を実施。
- ・ 情報管理業務
使用済自動車等の引取り・引渡しの状況についてインターネット経由で報告を受け（電子マニフェスト制度）、これらの情報を一元管理する業務を実施。

自動車リサイクル法で定義されたリサイクルの流れは「図表 1. 自動車リサイクルの流れ」の通りである。一連の工程は、電子マニフェストで管理することが定められ、運営管理は JARC が行っている。

図表1. 自動車リサイクルの流れ



出典) 経済産業省、環境省「使用済自動車の再資源化等に関する法律の概要」参考2「使用済自動車の処理の流れとリサイクル率」より

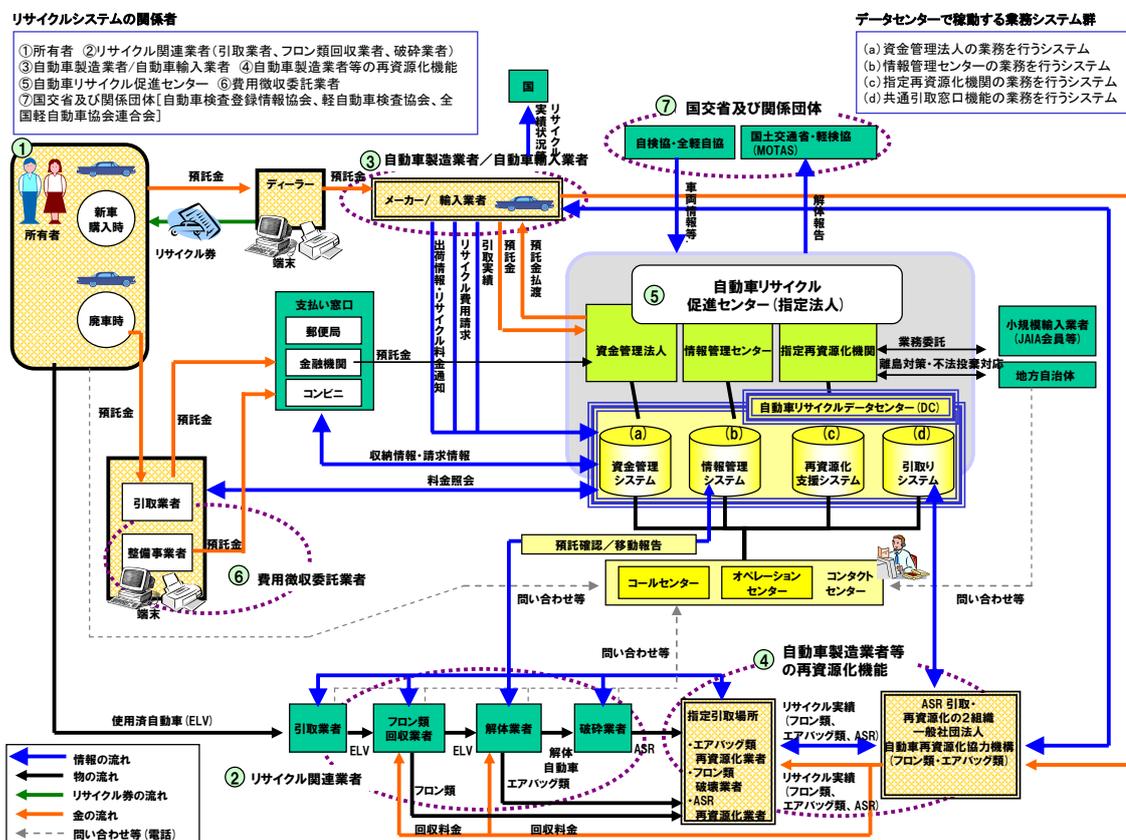
自動車所有者は新車購入時にリサイクル料金を資金管理人(JARC)に預託し、資金管理人よりリサイクル券を受け取る。資金管理人は使用済自動車再資源化実施時に、自動車メーカー・輸入業者がASR・エアバッグ類・フロン類を確実に引き取ったことを確認した上で、自動車メーカー・輸入業者へ払渡しを実施する。自動車所有者は使用済自動車を引取業者に引渡し、以後、フロン類回収、解体・エアバッグ類回収、破碎処理のリサイクル・適正処理工程に入る。

2.2 情報システムの範囲

自動車リサイクル法の施行にあたっては、移動報告やリサイクル料金の収受等に関する情報システムが必要となるが、効率性の観点から、これらを一元的に「自動車リサイクル情報システム」として構築し、運用している。

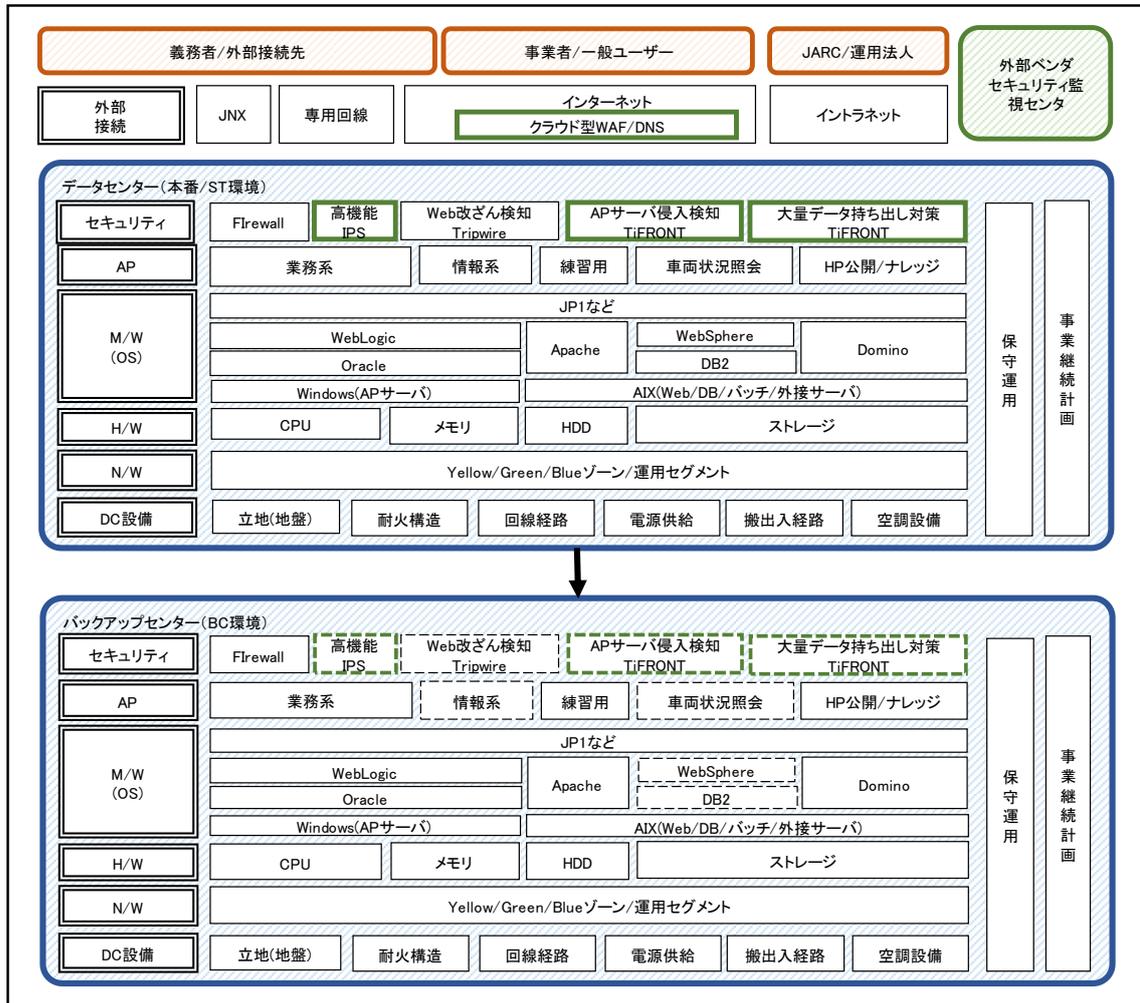
この「自動車リサイクル情報システム」はJARC、一般社団法人自動車再資源化協力機構(以下、「JARP、ART」という。)、豊通リサイクル株式会社(以下、「TH」という。)(以下、「4 法人」という。)が運用しているが、その維持・運営について、安定かつ効率的に行っていく観点から、JARC がこれら運用法人から委託を受けて、JARC システム部において業務を遂行している(「図表 2. 自動車リサイクル情報システム全体のオーバービュー」を参照)。

図表 2. 自動車リサイクル情報システム全体のオーバービュー



自動車リサイクル情報システムは、資金管理法の業務を行う資金管理システム、情報管理センターの業務を行う情報管理システム、指定再資源化機構の業務を行う再資源化支援システム、3品目の引取情報を管理する引取りシステム等の各種業務を扱う「業務系システム」と、車両のリサイクル状況を照会する「車両状況照会システム」、リサイクル状況の統計レポートを作成する「情報系システム」等で構成され、メーカー等の義務者や関係する省庁・法人とネットワークで接続されている。各システムとインフラ基盤はデータセンターで管理されており、4法人は、セキュリティ対策や事業継続計画(BCP)も含めた自動車リサイクル情報システムの保守・運用サービスの提供を受けている。なお、データセンターのサービス形態はホスティングサービスである。自動車リサイクル情報システムの構成要素を「図表 3. 自動車リサイクル情報システムの構成要素」に示す。

図表 3. 自動車リサイクル情報システムの構成要素



※セキュリティ対策として導入したIPS、TiFRONT、WAFについては外部ベンダーのセキュリティ監視センタからのリモート監視を実施している。本調達ではこれら外部ベンダーを含めた調達が求められる。

3 調達範囲とスケジュール

本調達の調達範囲とスケジュールを「図表 4. 調達範囲」、「図表 5. 調達スケジュール」に示す。

図表 4. 調達範囲

調達案件名	調達範囲	調達の方法	契約時期
自動車リサイクル情報システムにおけるデータセンターの機能維持のための更新と運用業務一式	<ul style="list-style-type: none"> ・ データセンター(バックアップセンター含む)およびインフラ基盤のホスティングサービスの提供 ・ データセンター(バックアップセンター含む)の構築作業、保守・運用作業、その他(アプリケーションの移行支援、データ移行、情報系システムの移行・保守) ・ 現行アプリケーションベンダーの移行作業進捗を含めた新データセンターへの移行全体のプロジェクトマネジメント 	一般競争入札	平成 29 年 9 月

図表 5. 調達スケジュール

日程(予定)	
入札公告	平成 29 年 5 月 30 日(火)
入札説明会	平成 29 年 6 月 8 日(木)
提案書提出期限	平成 29 年 7 月 19 日(水)
業者決定/契約	平成 29 年 9 月上旬
落札者等の公示	平成 29 年 10 月上旬

4 その他

4.1 契約形態

本調達に於ける契約形態は原則、請負契約によるものとする。なお構築期間中の支援作業など必要に応じて準委任契約等とする。

4.2 権利事項の取扱

成果物の所有権、著作権およびその他の権利は、4 法人に帰属するものとする。受託者はあらかじめ 4 法人の受諾を得た場合のみ、業務の成果物を基に二次的著作物を製作し、譲渡、貸与等を行うことができる。

成果物に、受託者が従前から保有する知的財産権が含まれていた場合は、権利は受託者に留保されるが、4 法人および 4 法人の指定した機関等は、成果物を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとする。

受託者は 4 法人に対し、著作権人格権を行使しないものとする。第三者から成果物に対し権利侵害に関する訴えが生じた場合は、受託者の責めにおいて解決するものとする。

4.3 入札制限

- ① 透明性、公平性を図る観点から、調達仕様書の作成に直接関与した事業者およびその関連事業者（「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規定」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)第 8 条に規定する親会社および子会社、同一の親会社を持つ会社並びに緊密な利害関係を有する事業者をいう。）は、本調達について入札に参加することはできない。
- ② 設計・開発等の工程管理支援事業者および関連事業者については、本調達に参加することはできない。
- ③ CIO またはそれに準ずる立場にいる者の補佐官およびその支援スタッフが現に属するまたは過去 2 年間に属していた事業者およびその関連事業者については、当該 CIO 補佐官が妥当性確認を行う調達案件の入札に参加することはできない。
- ④ 本調達の計画策定支援事業者およびその関連事業者については、本調達に参加することはできない。

4.4 制約条件

平成 31 年 5 月 5 日までに、次期データセンターにおいて自動車リサイクル情報システムの本番運用を開始しなければならない。

5 妥当性証明

本調達計画書の内容が妥当であることを確認した者は以下のとおりである。

確認者:公益財団法人自動車リサイクル促進センター

システム部 業務課長 宇野 秀爾

6 窓口連絡先

公益財団法人自動車リサイクル促進センター システム部

〒105-0012 東京都港区芝大門一丁目1番30号 日本自動車会館 11階

担当者 : 伊藤、杉田

電話番号 : 03-5733-8308

FAX 番号 : 03-5733-0120

メールアドレス : 762f5d450e@jarc.or.jp